平成２５年（フ）第１２４号
滋賀県湖南市若竹町25番地１　坂下ハイツ208号
債務者　工藤　一也
１　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２９号
大津市国分１丁目３―17、住民票上の住所大津市国分１丁目７番30―718号
債務者　片岡　幹人
１　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７５号
滋賀県守山市今浜町2620番地99　琵琶湖アーバンリゾートⅠ番館833号
債務者　三谷美恵子
１　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７８号
滋賀県栗東市手原６丁目２番４―13号
債務者　若月　一郎
１　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８７号
大津市本堅田４丁目20番７号　新泉ハイツＡ棟105号、前住所大津市今堅田３丁目26番24号
債務者　岡本　一枝
１　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８６号
滋賀県東近江市佐野町370番地12
債務者　正林　美佐
１　決定年月日時　平成25年７月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４１号
鳥取県西伯郡大山町稲光８番地１
債務者　山田万里子
１　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第５４３号
広島市東区戸坂数甲２丁目７番26―201号
債務者　藤田　唯真（旧姓垰）
１　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５７５号
広島市中区舟入中町３番７―502号
債務者　中村　則夫
１　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１００号
愛媛県松山市柳井町２丁目７番地16　グリーンハイツ柳井町1302号
債務者　田邉　淳子
１　決定年月日時　平成25年７月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２８号
愛媛県松山市古三津６丁目１番12号
債務者　加藤　淳一
１　決定年月日時　平成25年７月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５８号
愛媛県新居浜市喜光地町１丁目３番11号、前住所愛媛県新居浜市宮原町12番24号
債務者　近藤ユイ子
１　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第２４８号
大分市けやき台３丁目2215番地の12
債務者　千木　正幸
１　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７９号
宮崎県日向市不動寺14番地
債務者　吉浪美富子
１　決定年月日時　平成25年７月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第８４号
宮崎県延岡市野田２丁目５番地25
債務者　佐藤　美香
１　決定年月日時　平成25年７月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第６４号
鹿児島県霧島市国分姫城南６番17号
債務者　並松めぐみ
１　決定年月日時　平成25年７月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
鹿児島県姶良市蒲生町下久徳2050番地
債務者　田島　寿代
１　決定年月日時　平成25年７月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第４３７号
山梨県山梨市正徳寺1920番地
債務者　佐藤美代子
１　決定年月日時　平成25年７月10日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係